



人権を求め、 立ち上がる人びと

弁護士

藤原精吾 さん

全障研は1967年に創立されたのですね。私も67年に弁護士となってから55年目を迎え、同い年だったと気づきました。弁護士3年目に会った堀木フミ子さんが、障害のある人が隣人として暮らしていることを教えてくださいました。堀木訴訟は私に障害のある人との出会いを用意し、困難をかかえた人びとの人権問題にとりくむ入り口でした。

1970年7月神戸地裁に提訴した堀木訴訟の支援を、翌8月に全障研第4回東京大会で堀木さん自身が訴え、71年の第5回京都大会では私が3分間の支援要請をして、大会で支援の決議をしてくださいました。そして72年2月には全障研初代委員長の田中昌人先生が証人として神戸地裁の法廷で、「一番強調したいのは、障害のある人が自らの尊厳を發揮していく、主権者になっていくということ」で、国に権利を求めて立ち上がる時を迎えていますと述べました。堀木訴訟は全障研に支えられて全国に広がり、全障研は教育問題を中心とする組織から障害者の生活と権利を守る活動にも視野を広げるようになりました。

神戸で始まった堀木訴訟を全障研と結びつけた人は、全障研の創立に参加し、兵庫支部や兵庫障害者連絡協議会をつくり、堀木訴訟中央対策協議会の仕事を担った黒津右次先生でした。覚えている人もいます。



口頭弁論後の記者会見（1982年4月28日）
（藤原精吾弁護士）（堀木フミ子さん）（小川政亮教授）
『堀木訴訟運動史』より

堀木訴訟は82年に終わりましたが、91年には尼崎で玉置真人君の、市立尼崎高校入学拒否事件が起こりました。進行性筋ジストロフィーで車いすの玉置君が、入試に合格したのに車いすでの登校と入学は認めないという、学習権否定の処分取消を求める裁判でした。この裁判には当時の全障研委員長茂木俊彦先生が意見書を提出してくれました。

それから数十年、発達保障、教育を受ける権利や共同作業所の活動や合理的配慮の保障など働く権利、社会生活や文化についての権利、参政権、手話・情報の保障など多くの面で前進は見られます。障害のある人が自ら立ち上がり、人権を求めてきた成果です。しかし、今も社会はまだ障害のある人を「劣った人」と見なし、差別扱いする事件が絶えません。障害者権利条約は障害のある人すべてが個人として尊重され、人間らしい一生を送れるようにする社会制度と国や社会意識の改革を求めています。優生保護法裁判のテーマです。現場から声を上げ、それを法律や制度にしていくとくみが進むように、私たち法律関係者は全障研のみなさんと協同したいと思っています。

ふじわら せいご／堀木訴訟、原爆症認定集団訴訟、優生保護法訴訟、障害年金裁判などを手がける。日本弁護士連合会副会長、同人権擁護委員長などを歴任。現在NPO法人兵庫障害者センター理事長。全障研第56回全国大会特別報告講師。